## 岐阜市自治公民館補助金交付要綱

令和2年4月1日決裁 改正 令和4年3月31日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域文化の発展及び社会教育活動の振興を図ることを目的として、市が 認定する自治公民館を管理している自治会に対し、予算の範囲内で岐阜市自治公民館補助金 (以下「補助金」という。)を交付することについて、岐阜市補助金等交付規則(平成10年 岐阜市規則第55号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるもの とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - (1) 新築 新たに自治公民館を建築することをいう。
  - (2) 増築 既設の自治公民館に増設して建築することをいう。
  - (3) 改築 自治公民館の一部又は全部を除去し、これと規模及び構造が著しく異ならないものを建築することをいう。ただし、修繕及び施設改良を除く。
  - (4) 建物購入 自治公民館として使用する目的のため、既存の建物を取得することをいう。
  - (5) 修繕 既存の自治公民館の維持管理又は原状復旧を目的として、資材等を取り換えることをいう。
  - (6) 施設改良 既存の自治公民館の価値又は効用の増加を目的として、その一部を改良することをいう。

(補助対象事業)

- 第3条 補助金の交付の対象は、自治会が行う次に掲げる事業(以下「補助対象事業」という。)とする。ただし、岐阜市一般廃棄物処理施設の周辺整備に係る自治公民館の新築、修繕等に関する補助金交付要綱(令和4年3月31日決裁。以下「周辺整備補助金交付要綱」という。)に基づき当該補助金の交付を受ける事業にあっては、補助対象事業としない。
  - (1) 新築、増築、改築又は建物購入に係る事業(以下「新築等」という。)
  - (2) 修繕又は施設改良に係る事業(以下「修繕等」という。)
- 2 前項第1号の規定にかかわらず、この要綱又は周辺整備補助金交付要綱の規定により新築等 に係る補助金の交付を受けた自治公民館の新築等にあっては、当該補助金の交付を受けた日 の属する会計年度の3月31日から起算して5年を経過してから着手するものでなければ、補助 対象事業としない。
- 3 第1項第2号の規定にかかわらず、修繕等は、次条第2号に規定する補助金の交付の対象となる経費の額が35万円以上のものでなければ、補助対象事業としない。

(補助の対象経費)

- 第4条 補助金の交付の対象となる経費は、当該年度内に完了する事業であって、次の各号に 掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める経費とするものとする。
  - (1) 新築等 次に掲げる経費
    - ア 建物の基礎、躯体、屋根、造作、仕上げ部分等の工事(以下「本工事」という。)に 係る経費
    - イ 建物の電気、ガス、給排水等の工事(以下「附帯工事」という。)に係る経費
    - ウ 本工事及び附帯工事の建築設計及び工事監理に係る経費(以下「設計監理費」という。)
  - (2) 修繕等 別表第1に掲げる経費

(補助額等)

- 第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - (1) 新築等 別表第2に掲げるところにより算出した額とする。
  - (2) 修繕等 補助対象事業に係る前条の経費から5万円を控除した額の3分の1以内の額(その額が100万円を超える場合にあっては、100万円)とする。

(実績報告)

第6条 規則第15条に規定する補助事業実績報告は、事業を完了した日の翌日から起算して1月 を経過した日又は事業を完了した日の属する会計年度の3月31日のいずれか早い日までに行 うものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

## 別表第1(第4条関係)

区分	種別	補助対象		
修繕	基礎	亀裂、沈下、たわみ又は白蟻による損傷の修繕に係る経費		
	外壁、内壁、外階段	劣化等による亀裂、はがれ、腐食又はひび割れの修繕に係		
		る経費		
	屋根、雨樋	劣化等によるはがれ、腐食又は損傷の修繕に係る経費		
	床	劣化等による亀裂、沈下、たわみ、そり又は破損の修繕に		
		係る経費		
	天井	雨漏り等による腐食、変形又は破損の修繕に係る経費		
	窓、建具、畳	劣化等による変形又は破損の修繕(畳にあっては、入替え		
		のみとし、表替えを除く。)に係る経費		
	電気配線、電気設備、照明器			
	具(建物に設置されたものに	劣化等による破損の修繕に係る経費		
	限る。)、換気扇、防災設備			
	給湯器、キッチン、空調、給			
		劣化等による破損の修繕に係る経費		
	管ファルナモギッエトヨウァナの			
+/ =n,	その他市長が必要と認めるもの			
施設	玄関	段差の解消又はスロープの取付工事に係る経費		
改良	壁、階段、廊下	手摺りの設置工事に係る経費		
	トイレ	洋式への取替え及びそれに附帯する工事に係る経費		
	空調	空調設備を新設し、又は更新する工事に係る経費		
	給排水設備	上水道又は下水道の切替工事に係る経費		
	耐震	耐震診断の結果を受けて行う耐震改修(補強)工事に係る		
	] 辰	経費		
	その他市長が必要と認めるもの			

		戸	数に対する基準	 面 積		
① 基準面積			戸 数(戸)	基準面積 (m²)		
			$21\sim 50$	116.3	 	
			$51 \sim 100$	119.6		
			$101 \sim 200$	122.9	面積とし、新築、改築面積がこれを	
			$201 \sim 300$	126.2	下回る場合は、その面積をもって充	
		301~400		129.5	てる。	
			$401 \sim 500$	132.8	なお、戸数20戸以下の地域におい	
			$501 \sim 600$	136.1	ては補助対象としない。	
			$601 \sim 700$	139.4		
			701~800	142.7		
			801 以上	146.0		
		建築物の構造の区分による基準単価(㎡当たり)				
② 基準単価				基準単価	   左記基準単価はいずれも補助限度	
			木 造	70,000円	額とし、新築、改築単価がこれを下	
			鉄骨造	90,200円	回る場合は、その単価をもって補助	
			鉄筋コンクリート造	93,800円		
			古材使用	57,700円	- 額を算出する。 	
③補助額の算出方法	本 新 補助基本額A(①欄で得た基準面積に②欄で得た基準単価を乗じて得 た額。設計監理費も同じ。)の3分の1以内の額とする。 事 改 第 3補助基本額=①×② ③補助額≦ A×1/3  及 増築の場合、補助金の交付が受けられる増築分の対象面積は、表中①基準面積の範囲内とする。					
	設計監理費	補助基本額Aに5%を乗じて得た額の3分の1以内とする。 ③補助額≦A×5/100×1/3				